

みんなで防ごう高齢者虐待!! 高齢になっても安心して暮らせる社会へ

【問】猫実地域包括支援センター ☎381・9037

●高齢者虐待とは

高齢者に対し、心や身体に深い傷を負わせたり、人権を侵害したり、尊厳を奪ったりすることです。

主に、介護者など高齢者の身近な人が虐待をしやすい傾向があります。また、介護者や家族が無意識のうちに虐待を行っている場合もあります。「これは虐待では」と疑われる場合は、早めに猫実地域包括支援センターへ相談してください。

●どんなことが虐待にあたるのでしょうか

身体的虐待

なぐる、ける、つねるなどの暴力をふるう

心理的虐待

どなりつける、ののしる、悪口を言う、無視する

性的虐待

性的な嫌がらせをする

経済的虐待

日常生活に必要なお金を渡さない（使わせない）、年金や貯金を勝手に使う

介護の放棄、世話の放任

食事を与えない、入浴させない、おむつを交換しない、劣悪な住環境で生活させるなど、日常の世話や介護をせずほったらかしにする、適切な介護や医療を受けさせない

●市では高齢者虐待防止ネットワークを設置しています

高齢者虐待の予防、早期発見・早期対応、再発の防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保することを目的とし、市の関係機関・団体とともに、その連携を強化するために設置しました。



高齢者を介護している家族の方へ

頑張りすぎていませんか。高齢者の介護は予想以上にたいへんです。1人ではどんなに頑張っても限界がありますし、長続きしません。介護疲れやストレスもたまっています。虐待の背景のひとつに「人間関係の不和」がありますが、「介護者の心身疲労」も大きな原因にあげられます。

高齢者を介護していくには、家族や周囲の協力とともに、介護負担を軽くするために早期に介護保険の申請を行い、介護サービスを利用するなど、地域や専門家の力を上手に活用しましょう。市内に4カ所ある下記の在宅介護支援センターでも、高齢者とその家族を対象に、さまざまな相談に応じています。相談された方のプライバシーは厳守します。

○当代島、北栄地区＝東京ベイ・浦安在宅介護支援センター ☎351・3101

○堀江、富士見、舞浜、東野地区＝コミュニケア24浦安在宅介護支援センター ☎381・6521

○弁天、富岡、日の出、高洲、明海、今川、港、鉄鋼通り地区＝高洲在宅介護支援センター ☎382・2424

○海楽、美浜、入船、猫実地区＝新浦安駅前在宅介護支援センター ☎306・5171～2

子ども手当・子ども医療費の申請手続きをお忘れなく

【問】こども家庭課

●子ども手当

4月から子ども手当の支給が始まりました。

平成7年4月2日以降に生まれた子どもを養育している方で、次のいずれかに該当する支給対象者は手続きが必要です。手続きをしない場合、子ども手当を受け取ることができません。公務員の方は、勤務先にお問い合わせください。

【手続きが必要な対象者】

- ① 4月下旬に市から「子ども手当の認定請求書」が郵送されている
- ② 浦安市から児童手当を受けていて、中学校2・3年生の子どもがいる
- ③ 22年3月31日以前から浦安市に住んでいて、児童手当を受けていなかった
- ④ 22年4月1日以降に浦安市へ転入した

※①～③に該当する方が22年4月分

ら受給するためには、9月30日(休)（消印有効）までの申請手続きが必要です。10月1日以降に申請した方は、申請日の翌月分から支給します。④に該当する方は、申請日の翌月分から浦安市が支給します

▶ご注意ください

子ども手当は、子どもを養育している方が支給対象者です。子どもを養育している方が複数いる場合（父と母など）、子どもを税金や健康保険の扶養親族としている方や、所得が高い方など、生計を維持する程度が高い方が支給対象者になります。

父や母が単身赴任などで、子どもと別居している場合でも、生計を維持する程度が高い方が支給対象者であるため、支給対象者がお住まいの市町村で申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

●子ども医療費助成

～申請期限にご注意ください

中学校3年生までの子どもが病院などで保健診療を受けた場合、保護者が負担した医療費を助成します。ただし、予防接種、健康診断などの自費診療や、健康保険組合などから支給される高額療養費、学校内での負傷・疾病などで日本スポーツ振興センター法が

適用される医療費は対象外です。申請はお早めをお願いします。

【申請方法】診察を受けた日の翌月以降～診察料を病院などに支払った日の翌日から2年以内に、受診者の氏名と保険点数を医療機関で記入してもらった領収書の原本・子どもの健康保険証・保護者名義の預金通帳・印鑑を持って、直接、こども家庭課（市役所第3庁舎1階）へ

グラフ浦安51号ができました

市民相互のコミュニケーションを深めるタウン情報誌として、身近な話題について写真を中心に掲載しています。広聴広報課(市役所本庁舎5階)、住民ホール(市役所本庁舎1階)各公民館、各駅前行政サービスセンター、中央図書館、郷土博物館、総合体育館、中央武道館、老人福祉センター、市民プラザなどで配布しています。

【問】広聴広報課

主な内容

- 選手といっしょに盛り上がる！ゆめ半島千葉国体
- 歩いて、走って、健康な体をつくる
- 子育ての「愛」と「合い」
- 「協働」を知る

